

役場だより 12月号

発行：王滝村役場 総務課

Tel 0264-48-2001

Fax 0264-48-2172

mail otakivil@vil.otakinagano.jp



残さず食べよう！30.10運動

宴会食べきりキャンペーン

重点取組期間 12月～1月

年間を通し宴会での料理の食べ切りを呼びかける

「残さず食べよう！30.10運動」を推進しています。

宴会の多いこの時期、「もったいない」を合言葉にお料理を楽しみ「たべきり」で気持ちのいい宴会にしませんか。

令和元年台風19号災害被害義援金への
あたたかいご支援とご協力ありがとうございました。



令和元年台風19号災害被害義援金は447,171円となりました。

この度、台風19号に伴う災害により被災された方へ支援するために、義援金を集めさせていただきました。

今回、皆さまからお寄せいただいた金額は上記のとおりとなります。皆さまからのあたたかいご支援とご協力をいただき心より御礼申し上げます。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字長野支部組織振興課を通して、長野県内の被災者へ全額お届けいたします。



◎お問い合わせ先 福祉健康課 福祉係

最低賃金改定のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が、次のとおり改正されました。主な業種を掲載します。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
長野県最低賃金	848円	令和元年10月4日
・各種商品小売業	855円	令和元年12月31日

なお、適用業種等詳細については、長野県労働局ホームページでご確認ください。

緩衝帯整備事業を実施します

ニホンザルやイノシシ等の野生鳥獣が住みにくい環境をつくるため、森林づくり推進支援金（森林税）を活用し緩衝帯整備事業を行います。

今年度は崩越地区と田島地区で実施します。

◎お問合せ先 経済産業課 林業振興係

木材工芸品等加工施設の 指定管理者を募集します！

施設名 木材工芸品等加工施設（田島地区）
募集期間 令和元年12月16日（月）から
令和2年1月15日（水）まで
管理期間 令和2年4月1日から
令和7年3月31日まで

※詳しくは担当までお問い合わせください。

◎お問合せ先 経済産業課 林業振興係



令和元年12月1日から新しい民生児童委員及福祉委員が活動します。

令和元年12月1日付けで、下記のみなさんが厚生労働大臣から委嘱されて、民生委員・児童委員及び村福祉委員として活動を行います。

主な活動として、高齢者・障害者・子どもがいる家庭の定期的な相談や見守りそして、行政・関係機関への支援のつなぎ役として活動をしていただきます。

なお、民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、相談内容について口外されることはございません。一人で悩まず、相談をしてください。

担当地区	委員名
二子持・鞍馬・崩越・中越	渡辺 時江
東	藤本 美代子
下条	南 悦子
上条・滝越	宮下 幸一
野口・九蔵	上野 長敏
主任児童委員	木島 ゆき子

◎ 福祉健康課 福祉係

後期高齢者医療の医療費通知について

後期高齢者医療保険については、特別な事情がある場合を除き、その前年に医療を受けた全ての被保険者に対し、令和2年1月下旬及び3月下旬に、長野県後期高齢者医療広域連合から医療費通知を送付いたします。

なお、医療費通知は、前年1月から前年10月までの受診分については、1月下旬に、前年11月及び前年12月受診分は、3月下旬の年2回に分けて送付いたします。確定申告の期間中に、医療費控除の申告をされる際は、1月下旬にお送りする医療費通知と併せて、11月及び12月診療分の医療機関等からの領収書を基に申告してください。

(問い合わせ先)

長野県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 給付係 保健事業担当 (TEL026-229-5320)

司法書士による面談ならびに電話による無料相談

・日時 令和2年3月7日(土) 10:00~16:00

・相談方法 下記会場における面談相談又は電話相談

1. 面談相談(要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館2階(長野市妻科399番地)

【予約電話】026-232-7492

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2. 電話相談

【電話番号】0120-448-788



・相談料 ○ 法テラス利用による無料相談

※ 法テラスが定める資力要件を満たす、面談による相談者の方は、法律相談援助をご利用いただくことで無料相談をお受けいただくことができるとともに、必要に応じて、相談員がその場で簡易な法的文書を作成し、お渡しすることができる場合もあります(簡易援助)。この場合は、相談者の方に2,200円の費用負担が発生します。

○ 先般発生した台風19号による災害が、「被災者法律相談援助」の対象に指定されており、災害救助法適用区域内に住所等を有していた方については、資力を問わずに法律相談援助をご利用いただくことができます。

○ 法テラスが定める資力要件を満たさない相談者の方についても、相談会当日は無料でご相談いただくことができます。

・相談例 (例1) 昔借りた借金の請求が来たけどかえさなければいけないだろうか?

(例2) 借りた覚えのないところから借金の請求が来たけどどうということか?

・問い合わせ先 長野県司法書士会 (TEL: 026-232-7492)

☆1月の保健センター行事予定☆

都合により日程が変更になることがありますのでご了承下さい。

日付	教室名	時間	場所
1月7日(火)	熟年サークル	13時30分~15時30分	保健センター
9日(木)	保健師によるパパ・ママ・こどものこころとからだの相談	10時00分~12時00分	
10日(金)	定期健康相談	10時00分~11時30分	
15日(水)	こころの相談	10時00分~11時00分	
28日(火)	健康サークル	10時00分~11時30分	
※予防接種をご希望の方は事前予約をお願いします			王滝村診療所